

## 令和8年2月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和8年2月6日(金) 午後2時30分～午後4時00分  
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会議室  
 3 出席委員

(1) 農業委員 18名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	7	安藤 久徳	13	池田 三郎
2	山崎 秀和	8	徳留 佳代	14	芝 順子
3	山本 美加	9	坂本 一	16	土居 忠栄
4	桑原 宏文	10	谷崎 容子	17	清水 優志
5	井上 靖好	11	遠地 美千代	18	岡崎 誠
6	加用 雅啓	12	山本 官	19	植 俊彦

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	7	宮地 浩
2	武井 健治	5	宮地 秀之	8	竹村 光一
3	宮崎 幸一	6	室津 平		

4 欠席委員

(1) 農業委員 1名

番号	氏名
15	伊勢脇 精藏

(2) 農地利用最適化推進委員 0名

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長補佐	宮崎 智也	係長 (西土佐地域担当)	田中 雄一
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	正岡 研二	会計年度任用職員	岡崎 武

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (4件)  
 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について (2件)  
 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について (4件)  
 第4号議案 非農地証明書の交付について (10件)  
 第5号議案 農用地利用集積等促進計画案について (5件)  
 報告事項  
 その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	<p>只今から令和8年2月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。</p> <p>まず事務局より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは諸般の報告をさせていただきます。</p> <p>欠席の届出がございます。議席番号15番 伊勢脇 精蔵委員の1名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中18名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長（清水会長）	<p>続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号2番 山崎 秀和 委員をお願いします。</p>
議長（清水会長）	<p>それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。</p> <p>土地の表示は、磯ノ川字カトヤシキ 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の39歳の方で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴10年の妻の2人となっております。農機具は所有しておらず、クワ等を使って農作業をする予定です。申請地は住所地から徒歩で約5分の距離となっております。</p> <p>現在、申請地には栗が植えられており、取得後は譲受人と妻が引き続き栗を植栽していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。</p> <p>続きまして番号2。土地の表示は、余瀬字シンカイ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴50年の85歳の方で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴50年の夫の2人となっております。農機具は所有しておらず、クワ等を使って農作業をする予定です。申請地は居住地から徒歩で2分位の距離となっております。</p> <p>現在、申請地はきちんと管理されており、取得後は譲受人と夫が大根などの季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。</p>

	<p>続きまして番号3。土地の表示は、横瀬字シンカイ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の66歳の方で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっておりますが、繁忙時期等の人手がいる時は臨時労働力として20人位雇っております。農機具は管理機1台、軽トラック1台、トラクター1台、ダンプカー1台を所有しているとのことです。申請地は居住地から車で5分位の距離となっております。</p> <p>現在、申請地は草が生い茂っておりますが、取得後は蜜柑などの柑橘類を植栽していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。</p> <p>続きまして番号4。土地の表示は、平野字東山 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の85歳の方で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具は所有しておらず、クワ等を使って農作業をする予定です。申請地は居住地から20kmの距離となっております。</p> <p>現在、申請地は畑として利用され管理されており、取得後は引き続き譲受人が露地野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上です。</p>
<p>議長（清水会長）</p>	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「山本美加委員」1番から3番についてお願いします。</p>
<p>●3番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)</p>	<p>議席番号3番山本美加です。番号1についてですが、1月25日、申請地の状況確認および譲受人への聞き取りを行いました。申請地の現況は畑となっております。譲受人は主に畑では玉ねぎ、ブルーベリー、大根、樹園地では多品目の果樹を栽培しており、今回取得しようとする農地については、これまで栗園として利用されていたこともあり、取得後も栗園として利用していくとのことです。周辺の農地に影響はありません。以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。続きまして2番を説明させていただきます。同じく1月25日、申請地の状況確認および譲受人への聞き取りを行いました。申請地の現況は畑となっております。譲受人は主に季節野菜や</p>

	<p>水稲を耕作し、また 274 m<sup>2</sup>の樹園地では柿、密柑、梅も栽培しています。今回取得しようとする農地は、昭和 50 年頃から管理を委託されて以来、約 50 年間管理者として耕作管理を行っており、取得後も果樹の栽培を継続していくとのことです。以上のことから、農地法第 3 条の許可については適当であると考えます。3 番も説明させていただきます。3 番も同じく 1 月 25 日、申請地の状況確認および譲受人への聞き取りを行いました。申請地の現況は畑となっております。譲受人は主に忙しい時期は弟に助けをもらいながら水稲や季節野菜を耕作しており、今回取得しようとする農地については、ミカンの木や文旦を定植し育てていくとのことです。また、この農地は農機具倉庫に隣接し、長年借地として父の代から耕作されており、今回所有者の相続財産清算人より買い受けることで所有権を一本化し、将来にわたり安定的な営農を継続することを目的としています。周辺の農地への影響もありません。以上のことから、農地法第 3 条の許可については適当であると考えます。以上です。</p>
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	山本美加委員が説明してくださったように、1 番・2 番・3 番ですが、私も 1 月 27 日に現地の確認をしました。説明していただいたことに間違いはございませんので、申請の方はいいと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「井上委員」4 番についてお願いします。
●5 番 井上委員 （下田地区担当）	先ほど事務局から詳細については説明がありましたが、その通りで、現地を確認しましたが、高齢の方ですけれども、きれいに管理はされておりました。農機具等はないですけれども、鍬などを使って引き続きやっていくということですので、適当であると考えております。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮崎委員 （下田・八束地区担当）	1 月 27 日に現地を見に行きました。特に問題ないと思いました。以上です。
議長（清水会長）	<p>以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員のご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p>
各委員	異議なし

議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	<p>続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。</p> <p>番号1。土地の表示は古津賀二丁目以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。1月27日、地区担当の山崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、古津賀駅より北西へ500メートルに位置する農地で、東側と西側は宅地、南側は道路、北側は農地となっております。排水計画について、雨水は自然浸透と南側の既設側溝へ排水します。生活排水については、浄化槽を設置し南側既設側溝へ排水します。</p> <p>申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。</p> <p>続きまして番号2。土地の表示は大屋敷字ウワ井ノ森以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。1月27日、地区担当の伊勢脇委員と東推進委員及び申請人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、墓地を設置するものです。場所については、大屋敷集会所より東へ150メートルに位置する農地で、東側は境内地、北側は道路、南側と西側は農地となっており、所有者からの同意書の提出があります。排水計画について、雨水は自然浸透させ、周辺地域には影響がないと判断できます。</p> <p>申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地となり、第3種農地に立地は困難と認められる場合には転用が許可できる土地と判断されます。以上です。</p>

議長（清水会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「山崎委員」1番についてお願いします。</p>
●2番 山崎委員 （八束・東山地区担当）	<p>古津賀担当山崎です。1月27日、申請代理人、会長、事務局と現地の確認をしました。現在畑です。住宅建築のため許可申請が出ていました。一つ気になる点で、北側に農地はあるのですが、本人立会のもと住宅建築について合意形成できていると聞きました。場所は第一種中高層住居専用地域であり、転用できる土地なので、農地法第4条の規定の許可申請については適当であると思います。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？</p>
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	<p>1月31日に現地を確認しました。場所につきましては、高知ダイハツの北側です。写真のとおり住宅建築するのに特に問題ないと思います。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>伊勢脇委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。</p> <p>東推進委員から、意見などはございませんか？</p>
◇東委員 （富山・蕨岡地区担当）	<p>1区の東です。1月27日に事務局、会長、伊勢脇委員と申請者立会で現地確認をしました。山の上にある墓地をおろしてくるということで、現地は段々畑の一番上の土地ということで、周囲に及ぼす影響はないと思いますので、4条の規定による許可申請進達については適当と思います。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p>
●5番 井上委員 （下田地区担当）	<p>議席番号5番の井上です。自分の記憶違いかも分かりませんが、今映っている写真を以前にも同じようなやつを見た記憶があるがですけど、今回これ初めてでしょうか。</p>
◇東委員 （富山・蕨岡地区担当）	<p>この土地は以前も一度出していたという話は申請者からも聞きました。再度今度かかったようです。</p>
事務局	<p>これ申請1回目ですが、4条の申請が2回目ではなく、この土地自体が農振農用地で、農振農用地の除外の申請が1回出て、それから期間があいてしまったんですけど、今回農振農用地の除外をしたうえで今回の転用ということで、本当は同時ぐらいの許可でできたらよかったですけど</p>

	ど、ちょっと間があいてしまったんですけど、確かに同じ申請ではないですが同じ土地で2回目の申請ということになります。
●5番 井上委員 (下田地区担当)	ありがとうございました。
議長(清水会長)	他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。 番号1。土地の表示は、渡川二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。1月27日、地区担当の徳留委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、具同小学校より南約400メートルに位置する農地で、東側は道路、西側は宅地と雑種地、南側は農地と道路、北側は雑種地となっております。排水計画について、雨水は自然浸透と南面の既設側溝へ排水します。生活排水については、浄化槽を設置し南面既設側溝へ排水します。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。 続きまして番号2。土地の表示は、古津賀三丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。1月27日、地区担当の山崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前の

スクリーンをご覧ください。この度、住宅兼店舗を建築するものです。場所については、古津賀駅より南西約 500 メートルに位置する農地で、東側および北側は市道、南側および西側は農地となっておりますが、譲渡人所有の農地となっております。排水計画について、雨水は北側市道側溝へ排水します。生活排水については、排水桝に集積し合併浄化槽で浄化し北側市道側溝へ排水します。

申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。

続きまして番号3。議案書は5ページになります。土地の表示は、古津賀三丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。1月27日、地区担当の山崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、古津賀駅より南西約 600 メートルに位置する農地で、西側は道路、北側、南側および東側は農地となっており、東側農地は譲渡人所有の農地となっております。排水計画について、雨水は自然浸透と西側既設側溝へ排水します。生活排水については、浄化槽を設置し西側既設側溝へ排水します。

申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。

続きまして番号4。土地の表示は、有岡字タルサイ 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。1月27日、地区担当の山本美加委員と岡本推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、資材置場にするものですが、一部転用手続きを経ずに転用されているので、始末書付きでの申請となっております。場所については、有岡駅より北東約 700 メートルに位置する農地で、北側は里道挟んで宅地、西側は宅地、南側は国道、東側は農地となっておりますが、被害防除計画の提出があります。排水計画について、雨水は申請地南側の土部分へ自然浸透および東側の敷地内側溝へ排水します。

申請地は、第1種・第2種・第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地となり、第3種農地に立地は困難と認められる場合には転用が許可できる土地と判断されます。以上です。

議長（清水会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「徳留委員」1番についてお願いします。</p>
<p>●8番 徳留委員 （具同地区担当）</p>	<p>番号1についてですが、宅地に転用するものです。1月27日、事務局、会長、申請代理人立会のもと現地確認を行いました。先ほど事務局から説明がありましたように、この土地は転用可能なその他の地域となっている土地です。この土地の西側は宅地、東側も通路を挟んで宅地です。北側は耕作されていない雑種地、南側は農地となっていて玉ねぎ等が植えられていました。進入計画、排水計画、整地計画等も適切に計画されています。また日照等の影響もないと思われ、営農への支障もないと判断しました。以上のことから、転用については適当であると考えます。以上です。</p>
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
<p>◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）</p>	<p>1月30日に現地を確認しました。この周りは以前にも申請があったところで、周りも住宅地になっていますので、第5条の許可申請については妥当だと思います。以上です。</p>
議長（清水会長）	続きまして、「山崎委員」2番と3番についてお願いします。
<p>●2番 山崎委員 （八束・東山地区担当）</p>	<p>議席番号2番山崎です。1月27日、申請代理人、会長、事務局と現地の確認をしました。場所はダイハツの向い、第一種中高層住居専用地域であり、転用が許可されている土地です。事務局の説明のとおり、特に周りに支障になるものもなく、5条の許可申請は適当であると思います。3番も同じく、その日に現地確認をしました。さっきの写真の所とすぐ近くの所で、転用が許可されている地区であります。特に周りに支障になるものもなく、5条の許可申請は適当であると思います。以上です。</p>
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
<p>◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）</p>	<p>1月31日に現地を確認しました。2番ですが、この辺りも毎月のように申請があるところで、特に問題はないと思います。3番ですが、ここも今の2番のところのすぐ近くで、ここも最近よく申請があるところで、特に許可については問題ないと思います。以上です。</p>
議長（清水会長）	続きまして、「山本美加委員」4番についてお願いします。

<p>● 3番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)</p>	<p>議席番号3番山本美加です。番号4についてですが、1月27日に行政書士、推進委員、事務局、会長と現地の確認を行いました。地目は田となっておりますが、現況は雑種地です。現状は一部土面がありますが、ほぼコンクリートで舗装されています。昭和46年頃には資材置場として使用しており、転用後も資材置場として利用することです。グループ会社の資材置場として利用することです。農地への支障もなく、周辺の農地への日照の影響もなく、営農への支障ありません。以上のことから、5条の転用については適当であると考えます。以上です。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>岡本推進委員から、意見などはございませんか？</p>
<p>◇岡本委員 (中筋・東中筋地区担当)</p>	<p>1月27日に現地を確認しました。今説明があったように、5条の申請については間違いのないと思います、以上です。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
<p>農業委員</p>	<p>《全員挙手》</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>続きまして、第4号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第4号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は6ページになります。 番号1。土地の表示は九樹字クモカフチ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。 1月27日に地区担当の山本委員、岡本推進委員の立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は道路となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成19</p>

年時点の航空写真では既に道路となっており、農地ではない状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして番号2。土地の表示は不破字巾着島、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。1月27日、地区担当の岡崎委員および申請人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は更地の状態で既に農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。課税状況についても、宅地での課税となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして番号3。議案書は7ページになります。土地の表示は西土佐江川崎字西宮地、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。1月27日に会長職務代理と現地へ向かい、地区担当の芝委員、竹村推進委員および申請人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は耕作放棄され荒地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして番号4。土地の表示は横瀬字シンカイ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。1月27日に地区担当の山本委員、岡本推進委員、および申請人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は物置が建ち整地されている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では農地ではない状態となっております。課税状況についても、雑種地での課税となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

す。続きまして番号5。土地の表示は有岡字東平岡、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。1月27日、地区担当の山本委員と岡本推進委員の立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は立木や草が生えて農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。課税状況についても、宅地での課税となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

す。続きまして番号6。土地の表示は平野字磯ノ上、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。1月27日、地区担当の井上委員と宮崎推進委員および申請代理人の立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は立木や草に覆われて農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われま

す。続きまして番号7。議案書は8ページになります。土地の表示は入田字西谷、他 以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。1月27日に地区担当の徳留委員および申請人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は既に整地され農地でない状態となっております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。課税状況についても、宅地での課税となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

	<p>続きまして番号8。土地の表示は鍋島字下モノハナ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。1月27日、地区担当の井上委員と宮崎推進委員および申請代理人の立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は立木や草に覆われて農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。</p> <p>以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。</p> <p>続きまして番号9。土地の表示は古津賀字ガニタ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。1月27日に地区担当の山崎委員および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は駐車場となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では農地ではない状態となっております。</p> <p>以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。</p> <p>続きまして番号10。土地の表示は有岡字西谷、他 以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。1月27日に地区担当の山本委員、岡本推進委員、および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は更地となっております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。</p> <p>以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「山本美加委員」1番についてお願いします。</p>
●3番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)	<p>議席番号3番山本美加です。番号1について説明します。当該地は平成9年度に国土交通省が道路用地として改</p>

	修、その後道路改良工事を平成 21 年度に実施し道路用地としたため農地としての活用が困難になっています。人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございますか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	この土地は 20 年以上前からずっとこのような状態になっていますので、元に戻すことができませんので、この申請の方はいいと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「岡崎委員」2 番についてお願いします。
●18 番 岡崎委員 （中村地区担当）	中村地区担当の岡崎です。1 月 27 日、会長、事務局と申請人と現地を確認しました。先ほどの事務局の説明通りですが、現地は四万十川土手の西側の一角です。申請地は昭和 47 年に高知日野自動車中村営業所に貸し出していましたが、同社が事務所や工場として使用していました。しかし、4・5 年前に同社の建物を撤去してからは更地となっています。現在同社は佐岡にて営業しております。そのようなことから、本市非農地証明事務処理要領に基づき、更地になっており復旧は大変困難な土地と判明しましたので、非農地証明について適当であると考えております。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございますか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	1 月 31 日に現地を確認しました。高知日野自動車の跡地ですが、30 年前になるがですけど、日野自動車には私の知人が勤めてまして、ほぼ毎週のように遊びに行っていました。当時から大型トラックが車検や整備などで入れるように下はコンクリート敷きになっていました。これを農地に戻すことは困難であると思いますので、非農地証明の交付については適当であると思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「芝委員」3 番についてお願いします。
●14 番 芝委員 （西土佐江川崎地区ほか担当）	議席番号 14 番、宮地地区担当の芝です。1 月 27 日、申請者、推進委員、副会長、事務局と現地確認をしました。事務局の説明のとおりで、旧幡多信用金庫の裏の擁壁の上の方にある農地ですが、進入路がないため昭和 52 年以降耕作をしたことがないそうです。以上のことから、非農地証明については適当であると思います。以上です。
議長（清水会長）	竹村推進委員から、意見などはございますか？
◇竹村委員（西土佐江川崎地区ほか担当）	8 区担当の竹村です。現地の確認をしました。写真を撮っている方向からぐるとフェンスがずっと張られていて、建物の裏手はコンクリート擁壁で嵩上げもされてきて、はしごをかけないと上がれない、畑に行けない状態

	なところでした。申請のとおり、非農地証明は妥当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山本美加委員」4番と5番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	議席番号3番山本美加です。4番について説明します。当該地は所有者の母の代より農機具倉庫の駐車場より物置として利用しており、それ以来数十年以上に渡り農地として耕作されていません。また、現在は整地され農地への復元も困難と判断しました。以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。続きまして5番ですが、当該地は平成3年時点では、すでに田ではないことが明確です。それ以前に立証するものはありませんが、建物が建っていた時期もあったということです。人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障ありません。以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	1月27日に山本委員と事務局と現地を確認しました。ここにありますように、司法書士の説明にもありましたけれど、この現地のように復元できることはできませんので、この証明は妥当だと思います。4番の方は、私の小さい頃には家が建っていましたが、現在のように竹がたくさん生えていまして、元に戻すことはできませんので、この証明は妥当だと思います。
議長（清水会長）	続きまして、「井上委員」6番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	先ほど3条の方で申請があった方で、そちらの方はきれいに先ほど説明したように作っておりましたけれども、この非農地の申請があったところは、前のスクリーンでご覧のように、その目の前にあるのは栗の木で、そのもうちょっと向こうに行くと梅の木とかあったりしまして、ずいぶん昔にはそういうものを植えてた時期があったと思うんですが、その周辺にはもう竹が生い茂っておりまして、これを農地に復旧して何かを作るというのは非常に困難であると判断しまして、非農地としては適当であると考えております。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮崎委員 （下田・八東地区担当）	3区の宮崎です。27日に現地を確認に行きました。井上委員が言ったような状態ですので、この非農地証明については妥当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「徳留委員」7番についてお願いします。

<p>● 8番 徳留委員 (具同地区担当)</p>	<p>1月27日、事務局、会長と申請者本人立会のもと現地確認を行いました。非農地となった事由、時期については先ほど事務局が説明したとおりで、昭和54年住宅建築時に整地し、宅地であった部分とあわせて住宅を建て、現在も宅地として利用されています。人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？</p>
<p>◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)</p>	<p>本日の午前中徳留委員と一緒に確認して説明を受けました。今徳留委員が言われたとおりで、非農地証明については妥当であると思います。以上です。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>続きまして、「井上委員」8番についてお願いします。</p>
<p>● 5番 井上委員 (下田地区担当)</p>	<p>この土地は以前推進委員として活躍されておりました方の所有している土地で、自分が近隣でハウスをしておりますけれども、そこに自分が農業を始めた頃には、ここは低い土地で田んぼでした。そうこうしているうちに盛土をして今のような状況になっておりますけれども、現地に行ってみますと非常に硬いナメのような土で、耕作するのは非常に難しかったんだろうなと思います。以前、申請者が一生懸命ミカンを植えて世話をしておりました。それは僕も近くなので見ておりましたけれども、すぐに消えて、ミカンの木はどこいったがやろという感じでしたが、本人から聞くと虫が入ったり、根が中々張らずに何度も植え替えたりしてやっておりましたけれども、最近でも申請者自身も結構弱ってきて、もうこれ以上これをどうこうようせんということで直接私の方にも電話がありまして、今回のようになりました。見てのとおり草だけじゃなくて、はぐった時に土が全然ダメダメの状態ですので、これを農地として使用するというのは非常に困難であると判断しました。ということで、非農地としては適当であると考えております。以上です。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>宮崎推進委員から、意見などはございませんか？</p>
<p>◇宮崎委員 (下田・八東地区担当)</p>	<p>特にはないですけど、27日に現地は確認しました。非農地証明の交付は妥当だと思います。以上です。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>続きまして、「山崎委員」9番についてお願いします。</p>
<p>● 2番 山崎委員 (八東・東山地区担当)</p>	<p>議席番号2番山崎です。9番について説明します。スクリーンでもありますように、56号線沿いのファミレスの前辺りです。平成12年4月15日よりホンダカーズ中村東店の駐車場として使用されており、現状農地に復旧するこ</p>

	とは困難だと思います。非農地証明の交付については適当であると思います。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	今言われたように、この土地は自分も25年くらい毎日のように通っていますが、当時からこのような状態で、ここを農地に復旧するということは非常に困難であると思います。よって、非農地証明の交付は適当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山本美加委員」10番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	議席番号3番山本美加です。10番についてですが、地目はそれぞれ田、宅地、畑となっておりますが、現状は一部土面もありますが、ほぼコンクリートで舗装されています。スクリーンを見ていただいたら分かるんですけども、圃場として使うのは無理ですよ、これは。昭和46年頃には資材置場として使用しており、今後も資材置場として利用することです。周辺農地への日照の影響もなく、営農への支障もありません。以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	この土地は、私が子どもの頃には生コン会社が建っていましたが、それから何十年か後にこのような状態になりました。ご覧のようにコンクリートで囲まれていますので、農地に戻ることは無理ですので、申請の方は妥当だと思います。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員のご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第4号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

議長（清水会長）	<p>続きます、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。なお、1番については東推進委員に係る案件、5番については室津推進委員に係る案件ですので、先に1番と5番の審議、採決を行います。東推進委員は退室をお願いいたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは第5号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積等促進計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は9ページ、農用地利用集積等促進計画書(案) 10ページと11ページになります。説明いたします。</p> <p>番号1になります。借受人は富山地区で水稻や野菜の栽培をしている農事組合法人です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は2名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間は、公示日より10年間となっています。</p>
議長（清水会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>伊勢脇委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。この案件については東推進委員に係るものであり、推進委員の意見は省略します。</p>
議長（清水会長）	<p>他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p>
各委員	異議なし
議長（清水会長）	<p>ご意見・ご質問がないようですので、第5号議案 農用地利用集積等促進計画案の1番について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	<p>ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積等促進計画案の1番について、これを適当と認め答申することといたします。</p> <p>東推進委員は入室してください。</p> <p>続きます、5番について審議、採決いたします。室津推進委員は退室をお願いいたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>番号5になります。借受人は西土佐地区において、水稲、柚子を栽培している法人です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は5名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権の設定となっております。貸借期間は、公示日より5年間と10年間となっております。</p>
議長（清水会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。      続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。      「土居委員」5番についてお願いします。</p>
<p>●16番 土居委員      （西土佐奥屋内地区ほか担当）</p>	<p>議席番号16番、岩間から黒尊地区担当の土居です。5番について説明します。1月26日、現地確認および営農組合の代表者の方への聞き取りを行いました。申請地は全て耕作している農地です。今までに借り受けをしている農地については、水稲、ユズを耕作しております。今回新たに借り受けしようとする農地についても、水稲、ユズを耕作していくとの話をしておりました。周辺の農地に影響はありません。以上のことから、農用地利用集積等促進計画案については適当であると考えます。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>この案件については室津推進委員に係るものであり、推進委員の意見は省略します。      以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。      ご意見、ご質問はございませんか。</p>
各委員	異議なし
議長（清水会長）	<p>ご意見・ご質問がないようですので、第5号議案 農用地利用集積等促進計画案の5番について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
各委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	<p>ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積等促進計画案の5番について、これを適当と認め答申することといたします。      室津推進委員は入室してください。      続きまして、2番から4番について審議、採決いたします。      事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>番号2になります。借受人は竹島地区で果樹栽培をしている有限会社です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。貸借期間は、公示日より10年間となっています。</p> <p>番号3になります。借受人は楠島地区で水稲の栽培をしている方です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。貸借期間は、公示日より10年間となっています。</p> <p>番号4になります。借受人は蕨岡地区で水稲の栽培をしている方です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。貸借期間は、公示日より10年間となっています。</p>
議長（清水会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「井上委員」2番についてお願いします。</p>
●5番 井上委員 （下田地区担当）	<p>この借受人は果樹専門で専門的にきちんと耕作されている有限会社ですので、この土地もきれいに作ってくれることと思います。適当であると思います。</p>
議長（清水会長）	<p>宮崎推進委員から、意見などはございませんか？</p>
◇宮崎委員 （下田・八束地区担当）	<p>1月31日に現地を上からの道からですけど見てきました。前にもここのきれのちょっと下側やないと思うんですけど、申請があったと思います。ほとんどこの借受人が作りようがじゃないかと思いましたので、適当であると思います。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>続きまして、「山本美加委員」3番についてお願いします。</p>
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	<p>議席番号3番山本美加です。3番についてですが、何度電話をかけても繋がらなかったもので、貸主の方の聞き取りと事務局の聞き取りから判断してお話させていただきたいと思います。借主は認定農業者ではありませんが、結構真面目に耕作されており、その土地では結構かなり面積もされている方です。真面目で、とても農業には積極的に取り組んでいる方なので、農用地利用集積等促進計画は適当だ</p>

	<p>と思います。今回あったこの申請地の横にも、横の農地は今の借主が作っている圃場ですので、効率的に耕作できるようになると思います。以上です。</p>
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	<p>この土地はすでにきれいに耕作されていますので、療法の方らあに迷惑かけることもございませんので、真面目に作れている方なので、その申請の方はいいと思います。以上です。</p>
議長（清水会長）	続きまして、「池田委員」4番についてお願いします。
●13番 池田委員 （蕨岡・富山地区担当）	<p>13番蕨岡乙方面担当の池田です。4番についてですが、1月27日に東推進委員と借受人立会のもと現地の調査を行いました。借受人は息子さんと共同で施設ハウスや露地の多品目栽培をしていますが、水稻なども主に平行して作っています。今回借り受けしようとする農地は、米粉用の米を栽培するとのことです。農地の方は昨年まで水稻をしていたので、すでに耕運済でした。周辺農地には影響はありません。以上のことから、農用地利用集積等促進計画案については適当であると思います。以上です。</p>
議長（清水会長）	東推進委員から、意見などはございませんか？
◇東委員 （富山・蕨岡地区担当）	今池田委員が言われたとおりですので、適当と思います。以上です。
議長（清水会長）	<p>以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。</p>
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第5号議案 農用地利用集積等促進計画案の2番から4番について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	<p>ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積等促進計画案の2番から4番について、これを適当と認め答申することといたします。</p>
議長（清水会長）	<p>最後に、委員の皆様から何かございませんか。 ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。</p>

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 2 月 6 日

議長 清水優志

署名委員 篠田新生

署名委員 山崎秀和